

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第21号 お茶と宇治のまち歴史公園条例施行規則
(歴史まちづくり推進課) …2
- 規則第22号 お茶と宇治のまち歴史公園条例の施行期日を定める規則
(歴史まちづくり推進課) …6

告 示

- 告示第86号 指定管理者の指定 …(歴史まちづくり推進課) …6
- 告示第92号 宇治市国民健康保険被保険者証の無効
(国民健康保険課) …6

公 告

- 公告第30号 横島関連面整備（大川原その3）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札
(契約課) …6
- 公告第31号 宇治228号線道路改良工事に係る条件付一般競争入札
(契約課) …8
- 公告第32号 物品（パソコン機器類等）の売払いに係る一般競争入札
(ごみ減量推進課) …10

正 誤

- 2021年（令和3年）5月28日付け宇治市公報第2342号
12
- 2021年（令和3年）7月16日付け宇治市公報第2349号
12

規 則

お茶と宇治のまち歴史公園条例施行規則を、ここに公布する。

令和3年7月12日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第21号

お茶と宇治のまち歴史公園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、お茶と宇治のまち歴史公園条例（令和3年宇治市条例第5号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、お茶と宇治のまち歴史公園（以下「歴史公園」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（休園日及び使用時間等）

第2条 歴史公園の休園日、使用時間その他その使用について必要な事項は、市長が定めて公表する。

（行為の許可の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定による歴史公園の行為の許可（以下「行為の許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 条例第3条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる行為 お茶と宇治のまち歴史公園行為許可申請書（別記様式第1号）
- (2) 条例第3条第1項第4号に掲げる行為 お茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用許可申請書（別記様式第2号）

2 前項の規定による申請は、使用する日の属する月の6月前の月の初日から使用する日までにしなければならない。

3 前2項の規定は、市長が特に認める場合は、適用しない。

（行為の許可の順序）

第4条 行為の許可は、申請の順序に行うものとする。

2 前項の場合において、2以上の申請が同時に行われたときは、協議又は抽選により決定するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（行為の許可）

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、お茶と宇治のまち歴史公園行為許可書（別記様式第3号）又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用許可書（別記様式第4号）を当該申請をした者に交付するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（行為の取消し等の手続）

第6条 行為の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその行為を取り消し、又は許可された事項を変更しようとするときは、お茶と宇治のまち歴史公園行為取消・変更許可申請書（別記様式第5号）又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用取消・変更許可申請書（別記様式第6号）により速やかに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による行為の取消し及び許可された事項の変更を許可したときは、お茶と宇治のまち歴史公園行為取消・変更許可書（別記様式第7号）又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用取消・変更許可書（別記様式第8号）を使用者に交付するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（使用の制限）

第7条 市長は、条例別表第1から別表第3までに掲げる施設、附属設備等（以下「施設等」という。）の使用の公平を図るため必

要があると認めるときは、同一使用者が1月以内に施設等を使用する期間又は回数を制限することができる。

（許可書の提示）

第8条 使用者は、歴史公園の使用に際し、要求があつたときは、第5条又は第6条第2項に規定する許可書を歴史公園の職員に提示しなければならない。

（使用者の義務）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失しないこと。
- (3) 許可を受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- (4) 他の者に危害を加え、又は迷惑を及ぼさないこと。
- (5) 許可を受けないで物品を展示し、若しくは販売し、又は印刷物、ポスター等を配付し、若しくは掲示しないこと。
- (6) 所定の場所以外の場所で喫煙し、若しくは飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (7) その他歴史公園の職員の指示する事項を守ること。

（責任者の設置等）

第10条 使用者は、歴史公園の秩序を保持するため、責任者を設置し、必要な場合は、整理員を配置しなければならない。

（附属設備使用料の額）

第11条 条例別表第2及び別表第3の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（使用料の減免申請）

第12条 条例第9条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、お茶と宇治のまち歴史公園減免申請書（別記様式第9号）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の還付）

第13条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合による。

- (1) 条例第7条第2項の規定に該当するとき 全部
- (2) 使用日の15日前までに使用の取消しの許可を受けたとき 5割

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、お茶と宇治のまち歴史公園使用料還付申請書（別記様式第10号）により市長に申請しなければならない。

（指定管理者による管理）

第14条 条例第14条第1項の規定により同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に歴史公園の管理を行わせる場合における第3条から第9条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項各号列記以外の部分	市長	指定管理者
第3条第1項第1号	お茶と宇治のまち歴史公園行為許可申請書（別記様式第1号）	お茶と宇治のまち歴史公園行為許可申請書（別記様式第1号）に準じて指定管理者が定める様式
第3条第1項第2号	お茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等	お茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等

	使用許可申請書（別記様式第2号）	使用許可申請書（別記様式第2号）に準じて指定管理者が定める様式			様式
第3条第3項及び第4条第2項	市長	指定管理者		第7条	市長 指定管理者
第5条	市長	指定管理者		第8条及び第9条第7号	歴史公園の職員 指定管理者
	第3条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、お茶と宇治のまち歴史公園行為許可書（別記様式第3号）又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用許可書（別記様式第4号）	第3条第1項の規定による申請（条例第3条第1項第1号から第5号までに掲げる行為に係る申請に限る。）があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるとき、又は第3条第1項の規定による申請（条例第3条第1項第6号に掲げる行為に係る申請に限る。）があつたときは、その内容を審査し、市長の承認を得たときは、お茶と宇治のまち歴史公園行為許可書（別記様式第3号）に準じて指定管理者が定める様式又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用許可書（別記様式第4号）に準じて指定管理者が定める様式		2	条例第15条第1項の規定により同項に規定する利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合における前3条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
					読み替える規定
					読み替えられる字句
					読み替える字句
				第11条の見出し	附属設備使用料 附属設備利用料金
				第12条の見出し	使用料 利用料金
				第12条	使用料 利用料金
					お茶と宇治のまち歴史公園減免申請書（別記様式第9号） 指定管理者が定める様式
					市長 指定管理者
				第13条の見出し及び同条第1項	使用料 利用料金
				第13条第2項	使用料 利用料金
					お茶と宇治のまち歴史公園使用料還付申請書（別記様式第10号） お茶と宇治のまち歴史公園使用料還付申請書（別記様式第10号）に準じて指定管理者が定める様式
					市長 指定管理者
				別表	使用料 利用料金
第6条第1項	お茶と宇治のまち歴史公園行為取消・変更許可申請書（別記様式第5号）又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用取消・変更許可申請書（別記様式第6号）	お茶と宇治のまち歴史公園行為取消・変更許可申請書（別記様式第5号）に準じて指定管理者が定める様式又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用取消・変更許可申請書（別記様式第6号）に準じて指定管理者が定める様式			
	市長	指定管理者			
第6条第2項	市長	指定管理者			
	お茶と宇治のまち歴史公園行為取消・変更許可書（別記様式第7号）又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用取消・変更許可書（別記様式第8号）	お茶と宇治のまち歴史公園行為取消・変更許可書（別記様式第7号）に準じて指定管理者が定める様式又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用取消・変更許可書（別記様式第8号）に準じて指定管理者が定める			

（補則）
第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則
この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第11条関係）

施設の区分	設備の名称	単位	使用料	備考
講座・会議室	音響設備	1式	1回につき1,000円	ワイヤレスマイク タイピン型ワイヤレスマイク オーディオプレイヤー
	プロジェクター	1台	1回につき1,500円	プロジェクター スクリーン
	プロジェクター用PC	1台	1回につき500円	ノートパソコン A/Cアダプタ マウス HDMIケーブル
広場	テント	1張	1日につき3,000円	テント 加重プレート

備考 附属設備の使用回数は、条例別表第2及び別表第3の使用時間の区分に応じ、午前・午後又は夜間の区分における使用をそれぞれ1回と、午前・午後又は午後・夜間の区分における使用をそれぞれ2回と、全日の区分における使用を3回とする。

別記様式第1号（第3条関係）

お茶と宇治のまち歴史公園行為許可申請書

行為を行う場所又は施設	
行為の目的	
行為の内容	
行為を行う面積	平方メートル
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
※使用料	円
その他必要な事項	
上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者 住 所 団 体 名 氏 名 電話番号 宇治市長宛て	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第2号（第3条関係）

お茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用許可申請書

使用目的	使用施設	使用日時等	※使用料	※使用料割増料	※使用料計	使用予定人数名
		年 月 日 () 午前・午後・夜間	円	円	円	
	冷暖房使用 有・無 附属設備	年 月 日 () 午前・午後・夜間				
	冷暖房使用 有・無 附属設備	年 月 日 () 午前・午後・夜間				
	冷暖房使用 有・無 附属設備	年 月 日 () 午前・午後・夜間				
責任者	住所 氏名 電話番号			※合計	円	
※使用の条件等				号 ※許可番号		
上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者 住 所 団 体 名 氏 名 電話番号 宇治市長宛て						

(注) ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第3号（第5条関係）

お茶と宇治のまち歴史公園行為許可書

行為を行う場所又は施設	
-------------	--

行為の目的	
行為の内容	
行為を行う面積	平方メートル
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	円
許可の条件等	
上記のとおり許可します。 年 月 日 申請者 住 所 団 体 名 氏 名 電話番号 宇治市長 印	

別記様式第4号（第6条関係）

お茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用許可書

使用目的	使用施設	使用日時等	使用料	使用料割増料	使用料計	使用予定人数名
		年 月 日 () 午前・午後・夜間	円	円	円	
	冷暖房使用 有・無 附属設備	年 月 日 () 午前・午後・夜間				
	冷暖房使用 有・無 附属設備	年 月 日 () 午前・午後・夜間				
	冷暖房使用 有・無 附属設備	年 月 日 () 午前・午後・夜間				
責任者	住所 氏名 電話番号			合計	円	
使用の条件等				許可番号		
上記のとおり許可します。 年 月 日 申請者 住 所 団 体 名 氏 名 電話番号 宇治市長 印						

別記様式第5号（第6条関係）

お茶と宇治のまち歴史公園行為取消・変更許可申請書

行為を行う場所又は施設	
既に受けた許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
既に受けた許可行為の内容	

変更する事項	変更前	変更後	
変更する理由			
※ 使用料	既納使用料 円	変更後の使用料 円	差引(過納・不足)使用料 円
その他必要な事項			
上記のとおり申請します。 年 月 日			
申請者 住所 団体名 氏名 電話番号 宇治市長宛て			

(注) ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第6号(第6条関係)

お茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用取消・変更許可申請書

使用目的			
許可番号	年 月 日 第 号	使用日時等	年 月 日 () 午前・午後・夜間
取消し・変更理由	<input type="checkbox"/> 使用日の取消し・変更 <input type="checkbox"/> 使用施設の変更 <input type="checkbox"/> 使用目的の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	変更前	変更後	
※ 使用料	既納使用料 円	変更後の使用料 円	差引(過納・不足)使用料 円
施設	冷暖房使用 有・無	冷暖房使用 有・無	冷暖房使用 有・無
附属設備使用料	円	円	円
合計	円	円	円
※使用の条件等			
※備考			
上記のとおり申請します。 年 月 日			
申請者 住所 団体名 氏名 電話番号 宇治市長宛て			

(注) ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第7号(第6条関係)

お茶と宇治のまち歴史公園行為取消・変更許可書

行為を行う場所又は施設	
既に受けた許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
既に受けた許可行為の内容	

変更する事項	変更前	変更後	
変更する理由			
使用料	既納使用料 円	変更後の使用料 円	差引(過納・不足)使用料 円
その他必要な事項			
上記のとおり許可します。 年 月 日			
申請者 住所 団体名 氏名 電話番号 宇治市長 印			

別記様式第8号(第6条関係)

お茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用取消・変更許可書

使用目的			
許可番号	年 月 日 第 号	使用日時等	年 月 日 () 午前・午後・夜間
取消し・変更理由	<input type="checkbox"/> 使用日の取消し・変更 <input type="checkbox"/> 使用施設の変更 <input type="checkbox"/> 使用目的の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	変更前	変更後	
※ 使用料	既納使用料 円	変更後の使用料 円	差引(過納・不足)使用料 円
施設	冷暖房使用 有・無	冷暖房使用 有・無	冷暖房使用 有・無
附属設備使用料	円	円	円
合計	円	円	円
使用の条件等			
備考			
上記のとおり許可します。 年 月 日			
申請者 住所 団体名 氏名 電話番号 宇治市長 印			

別記様式第9号(第12条関係)

お茶と宇治のまち歴史公園減免申請書

使用日時	年 月 日 午前 時～ 午後 時
理由	
使用者名	
引率者	

(揭示済)

使用人数	
備考	
上記のとおり申請します。 年 月 日	
申請者住所 団体名 氏名 電話番号	宇治市長宛て

別記様式第10号（第13条関係）

お茶と宇治のまち歴史公園使用料還付申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者住所
団体名
氏名
電話番号

お茶と宇治のまち歴史公園条例第10条の規定により、次のとおり使用料の還付を申請します。

使用目的				
申請理由				
許可番号	年月日	年月日	使用日時等	年月日() 午前・午後・夜間
	第 号	第 号	使用施設 附属設備	
※ 還付金	円			

備考

- お茶と宇治のまち歴史公園行為許可書又はお茶と宇治のまち歴史公園施設、附属設備等使用許可書及び領収書を添付してください。
- ※印欄は、記入しないでください。

(揭示済)

お茶と宇治のまち歴史公園条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

令和3年7月12日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第22号

お茶と宇治のまち歴史公園条例の施行期日を定める規則

お茶と宇治のまち歴史公園条例（令和3年宇治市条例第5号）の施行期日は、令和3年8月21日とする。

(揭示済)



宇治市告示第86号

指定管理者の指定について

お茶と宇治のまち歴史公園の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和3年7月12日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市広野町寺山108番地

名称 株式会社宇治まちづくり創生ネットワーク

代表者 代表取締役 林 隆志

指定の期間 お茶と宇治のまち歴史公園条例（令和3年宇治市条例第5号）の施行の日から令和18年11月30日まで

宇治市告示第92号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について

次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。

令和3年7月26日

宇治市長 松村 淳子

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 保険者番号 | 260059 |
| 2 被保険者証の記号 | 宇6003 |
| 3 被保険者証の番号 | 1578 |
| 4 被保険者証の適用開始日 | 平成29年5月1日 |
| 5 被保険者証の交付日 | 令和2年4月1日 |
| 6 無効とする日 | 令和3年6月28日 |
| 7 理由 | 本人の申出 |



宇治市公告第30号

横島関連面整備（大川原その3）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

横島関連面整備（大川原その3）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和3年7月9日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- 工事名 横島関連面整備（大川原その3）管渠建設工事
- 工事場所 宇治市横島町大川原地内ほか
- 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
工事延長 L=804.0m

<昼間工事> <夜間工事>

推進工 SPφ350	L=10.0m	
開削工 VUφ200	L=763.2m	L=30.8m
人孔工	N=31箇所	N=2箇所
取付管工	N=93箇所	
汚水樹設置工	N=43箇所	
舗装工 (t=5cm及び20cm)	A=2,560㎡	A=120㎡
立坑工	一式	
薬液注入工	一式	

- 工種 土木一式工事
- 工事期間 契約日から令和4年3月18日まで 205日間
- その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」